

会 則

(名 称)

第1条 本会は、寝屋川市工業会と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は、北大阪商工会議所寝屋川支所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、寝屋川市内の事業所の振興と発展に必要な事業を推進することを目的とする。

2. 本会は、宗教及び政治に係わる活動については一切行わないものとする。

(会 員)

第4条 本会は原則、寝屋川市内に事業所を有し(但し、左記以外でも代表者が寝屋川市内に在住の場合は、可とする)、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

2. 本会に入会しようとする事業所は、別に定める入会申込書に本会会員の推薦人原則2名の署名を添え、会長に提出しなければならない(本人写真の貼付含む)。

3. 本会は会員の入会申込みがあった場合、本会正副会長を審査委員とする入会審査を実施する。審査終了後、速やかにその結果を当該事業所へ連絡する。

4. 本会を退会しようとする事業所は、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

5. 本会の会費を2年間滞納した事業所は会員継続の意思がないものとみなし、退会扱いとする。

6. 入会後に寝屋川市外へ移転した場合は第1項の例外となり、原則会員資格を引き続き有するものとする。

(事 業)

第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換や親睦に関すること
- (2) 事業所の組織強化に関すること
- (3) 産業施策その他について関係当局に対する提言と要望
- (4) 産学交流・異業種交流事業を展開し工業技術、商品開発能力の向上に寄与すること
- (5) 講演会・講習会・見学会など、会員の資質向上に関すること
- (6) NPOなど他団体との交流を通じ、地域社会の発展に寄与すること
- (7) 労務対策・雇用対策・人材育成に関すること
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名以内
理 事	若干名
監 事	2名

(選任)

第7条 役員の選任は、別途定める役員選任規定に基づき、総会に於いて決定する。

(任期)

第8条 役員の任期は総会の承認を受けた日より2年間とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員の任期中に事故あるときは、役員会が補欠選任することができる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

(相談役・顧問)

第9条 本会に、相談役・顧問を置くことができる。
相談役・顧問は、本会の目的達成に必要な重要事項について諮問する。
2. 相談役・顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。
2. 会議の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長に事故あるときは副会長がこれにあたる。
3. 本会は、事業の円滑な推進を図るため委員会をおくことができる。

(総会)

第11条 本会の議決機関は、原則として年1回の定期総会とする。但し、必要な場合は臨時総会を開催することができる。
2. 総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。但し、委任状をもって出席に代えることができる。
3. 総会は次の事項を審議する。
(1) 会則の改正に関する事項
(2) 事業報告および決算報告
(3) 事業計画および収支予算
(4) 役員選出に関する事項
(5) その他必要な事項

(役員会)

第12条 本会は第6条に定める役員により構成する役員会を設置する。
2. 役員会は次の事項につき審議する。
(1) 総会の議決により委任された事項
(2) 総会に付議する事項
(3) 会の運営並びに事業計画の実施に関する事項
(4) 役員の補欠選任に関する事項
(5) その他必要な事項

(議決)

第13条 会議の議決は、出席者の過半数をもってこれを決する。但し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(会計)

第14条 本会の会計年度は、各年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会 費)

第15条 本会の会員は、月額2,000円を会費として負担するものとする。但し、会費の納入については年1回1年分を一括して納入するものとする。

(経 費)

第16条 本会の運営に関する経費は、前条に定める会費の他、助成金、寄付金及び特別会費その他の収入をもって賄う。

(委 任)

第17条 本会則に定めのない事項は、役員会に諮って決定する。

附 則

この会則は平成2年5月30日から適用する。

この会則は平成3年5月30日から適用する。

この会則は平成4年5月29日から適用する。

この会則は平成8年5月14日から適用する。

この会則は平成10年5月11日から適用する。

この会則は平成17年5月25日から適用する。

この会則は平成18年4月17日から適用する。

この会則は平成22年5月31日から適用する。

この会則は平成24年5月25日から適用する。

この会則は平成26年5月26日から適用する。

この会則は平成28年5月24日から適用する。